

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(水俣病)

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1 鹿児島県	京都市の男性	平25.2.4	水俣病認定	<p><b>棄却</b> 請求人においては、水俣病を発症する程度の大量の有機水銀にばく露した可能性は低いと考えられる。 また、請求人に認められる症候は水俣病に典型的なものとはいえず、いずれも有機水銀のばく露以外の原因による可能性が高い。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病にり患したとして申請。	平22.4.26	平24.10.11 平24.11.22 平25.1.4

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(大気系疾病)

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 再調査申立年月日 再調査申立に対する処分年月日
1 大阪市	大阪市の女性	平29.9.26	気管支ぜん息 遺族補償一時金・葬祭料	<p><b>棄却</b> 被認定者の直接死因は慢性腎不全であり、その経過に影響を及ぼしたのが慢性心不全と大腸がんであるものと考えられる。被認定者は、認定疾患(気管支ぜん息)が直接の原因となって死亡したのではなく、認定疾患(気管支ぜん息)の続発症により死亡したものでなく、既にある疾病と認定疾患(気管支ぜん息)が同時に悪化したため死亡したものでない。 被認定者が気管支ぜん息にり患しているが故に心不全に必要な検査ができなかったといった状況は見受けられない。被認定者には、高血圧、糖尿病、高脂血症、肥満、喫煙などの動脈硬化のリスクファクターがあり、心不全については、まずはこれらのリスクファクターとの関連が考えられる。他方、心拡大が進行し心不全が生じたところに認定疾患(気管支ぜん息)の障害の程度が3級から2級になっていることからすると、認定疾患(気管支ぜん息)による呼吸状態悪化が心不全に全く影響を与えなかったとはいえない。 そうすると、被認定者の死亡について認定疾患(気管支ぜん息)の起因性を全く否定することはできないということになるが、その寄与の程度は、大腸がんの開腹手術における心機能及び呼吸機能についてのリスク評価が被認定者及び家族に対して開腹手術という選択を躊躇させるという影響を与えたことを考慮したとしても、他原因より大きいとはいえず、50%を超えるとは認められない。よって、原処分は相当である。</p>	<p>審査請求人は、被認定死亡者の妻。 審査請求人は、処分庁が遺族補償一時金及び葬祭料を給付率50%で支給するという処分を不服として申請。</p>	<p>(葬祭料) 平27.6.5  (遺族補償一時金) 平28.11.4</p>	<p>平28.12.19 平29.3.21 平29.8.24</p>

## 【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	広島市の男性	平30.3.4	肺がん 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<b>棄却</b> 放射線画像上、原発性肺がんと思われるが、石綿起因とは認められない。病理組織学的所見では、一部の標本には石綿小体が認められたが、石綿小体が認められない標本もあり、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合の留意事項の指標には該当しないから、肺がんは石綿由来と判定できない。 以上から、原発性肺がんであるが、石綿起因性を認めることはできないと判定する。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者の子。 審査請求人は、未申請死亡者が、石綿を吸入することにより、肺がんになり患し、死亡したとして申請。	平27.1.29	平29.12.6
2	独立行政法人環境再生保全機構	千葉県我孫子市の女性	平30.11.1	中皮腫 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<b>棄却</b> 病理学的診断については、精査しないとの方針で病理組織診断はなされておらず、また、細胞診についても病理標本の提出を受けることができず、当審査会で判定することはできなかった。 提出された細胞診検査報告書においては、悪性所見を認めていなかった。画像所見では、中皮腫を示唆する所見は認められず、胸膜ブランクや肺線維化所見もなかった。以上より、原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者の妻。 審査請求人は、未申請死亡者が、石綿を吸入することにより、中皮腫になり患し、これに起因して死亡したとして申請。	平30.4.17	平30.10.3